

令和6年度
埋蔵文化財調整会議



国宝土偶「縄文の女神」舟形町西ノ前遺跡出土

日時：令和6年6月3日（月）午後2時～

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課

目 次

1	埋蔵文化財の保護	
	(1) 埋蔵文化財について	1
	(2) 埋蔵文化財に係る近年の動向	4
2	調整と手続き	
	(1) 開発と埋蔵文化財保護の調整について	5
	(2) 具体的な手続き	11
3	令和6年度遺跡詳細分布調査	14
4	「山形の宝マップ」の活用	15
5	公益財団法人山形県埋蔵文化財センター	20
6	関係法令・通知等資料	23
	1 法律、政令、国の規則・基準	
	○文化財保護法（抄）	24
	○文化財保護法施行令（抄）	29
	○埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則	30
	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）	31
	○遺失物法（抄）	32
	2 通知	
	○山形県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準	33
	○埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成10年通知）	37
	○建設省がおこなう道路事業の建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取扱いについて	46
	○農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について	47

1 埋蔵文化財の保護

(1) 埋蔵文化財について

① 埋蔵文化財とは

- ・文化財保護法（昭和25年）では「土地に埋蔵されている文化財」とされ、貝塚・集落跡・古墳・都城跡・城跡などの遺跡や、土器・石器・木製品・金属製品などの遺物がこれにあたる。
- ・全国では平成24年3月現在46万5,021箇所を数える（「発掘調査のてびき」文化庁2010年による）。山形県では令和6年3月末現在で5,229件の埋蔵文化財包蔵地が登録されている。

② 埋蔵文化財の意義

- ・日本および全国各地の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない、国民共有の貴重な歴史的財産。
- ・文献（文字）資料だけでは知ることのできない歴史や文化を明らかにする手がかりとなる。
- ・地域にとって誇りと愛着をもたらす精神的な拠り所となり、同時に個性豊かな地域の歴史や文化的環境を形作る重要な資産。
- ・適切な保護と後世に伝えていくことが現代に生きる我々の責務。

③ 埋蔵文化財保護と国民生活

- ・埋蔵文化財は土地と一体化している→国民の財産権・生活権の尊重、国土開発等の公益との調整についての配慮が必要。
- ・一度破壊されると復元は不可能→この特性を国民に広く理解をしてもらうことが必要。
- ・埋蔵文化財保護担当部局は常にそのことに配慮する必要がある。
- ・歴史的環境を意識した街づくりや人づくりへの活用→今後の大きな課題。

④ 埋蔵文化財保護の諸段階と各種調整

- ・埋蔵文化財の保護の基本は地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握しそれぞれの内容や価値に応じて適切に保存・活用すること。

a 把握・周知

- ・遺跡台帳整備、遺跡地図等による国民への周知（法95条）
→分布調査（踏査）や試掘調査の実施と遺跡データの更新

b 調整

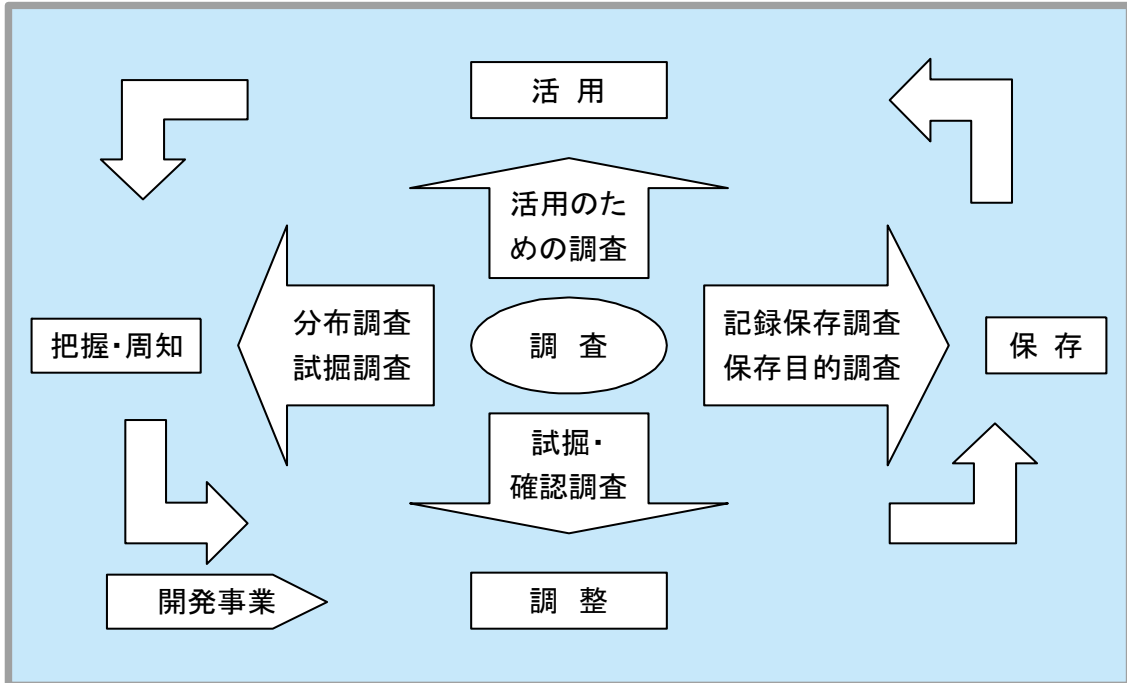
- ・法93条・法94条に基づく届出・通知などに対して埋蔵文化財の保存と開発計画とを調整し必要な取扱いを決定する。
→試掘調査（遺跡の有無の確認、遺跡内容の把握）を実施し、総合的に判断をおこなう。

c 保存（保存のあり方と調査の仕方）

- ・現状保存
- ・記録保存（現状保存できない遺跡について、発掘調査を実施し記録（発掘調査報告書）として残す。）

d 活 用

- ・遺跡の整備やまちづくりのための素材としての利用
- ・発掘調査による出土品の展示や調査成果の発信
→国民や地域住民がその価値や成果を享受できるようにすること



埋蔵文化財保護行政の基本的な流れ

(「発掘調査のてびきー集落遺跡発掘編ー」平成22年3月文化庁より)

山形県内遺跡数一覧

令和6年3月31日現在

市町村	遺跡数	旧石器時代			縄文時代		弥生時代		古墳時代			奈良・平安時代				中世				近世				時期不明
		集落・散布地	集落・散布地	その他	集落・散布地	墳墓等	古墳・横穴	集落・散布地	祭祀・その他	都城・官衙	集落・散布地	窯業・生産跡	祭祀・その他	城館跡	集落・散布地	経塚・墳墓等	その他	城館跡	集落・散布地	生産跡・墳墓等	その他			
●村山地区	1,639	34	755	2	29	0	45	47	2	6	203	24	19	335	10	66	0	4	1	34	4	19		
山形市	323	1	98	2	18		26	29	2	6	72	3	4	48	2	8		2				2		
寒河江市	85	2	22				1				5	3		41	2	4				2	3			
上山市	68		38				1	1			9	6		11					1			1		
村山市	159	2	116		3		1				14	1		20		1						1		
天童市	211		59		2		7	10			45	7	11	16	1	31		2			20			
東根市	88	2	39		1		3	1			16	1	3	20		2								
尾花沢市	196		145		1		1				4			30	1	1				2		11		
山辺町	77		24		1		5	3	0		10	1	1	18	3	8					3			
中山町	35	1	10		1			1			11	1		10										
河北町	53	3	27		0			2			11			8		2								
西川町	102	14	36								1			51										
朝日町	49	3	20											24						1		1		
大江町	59	3	21								1	1		31						1	1			
大石田町	134	3	100		2						4			7	1	9				5		3		
●最上地区	431	35	273	0	3	0	0	1	0	0	5	0	0	106	4	3	0	1	0	0	0	0		
新庄市	127	27	83		1						1			12	1	1		1						
金山町	34	1	21											12										
最上町	52		34								1			17										
舟形町	33	1	19											10	2	1								
真室川町	68	4	49											14	1									
大蔵村	12		7		1									4										
鮭川村	49	1	29					1			2			15	0	1								
戸沢村	56	1	31		1						1			22										
●置賜地区	2,023	29	829	1	9	0	87	34	2	6	189	21	7	624	25	71	1	1	11	28	0	48		
米沢市	685	3	304		1	0	31	6	2	5	37	5		238	11	39			2	0		1		
長井市	233	8	112				2	3			18	4		61	4	8			5	1		7		
南陽市	287	1	100	1	3		20	6			66	1	5	81	2	0	1							
高島町	315		115		3		26	11			49	7	1	49	2	8			4	17		23		
川西町	197	2	22				8	7		1	16	1		108	5	14				0		13		
小国町	109	12	69		1									24	1	1						1		
白鷹町	124		71		1			1			3	3	1	30		1		1		9		3		
飯豊町	73	3	36											33						1				
●庄内地区 *合併前	1,136	25	412	2	13	0	6	13	0	5	298	29	17	229	12	55	0	3	0	11	1	5		
鶴岡市	*鶴岡市	231	6	44		3	1	12			54	7	3	79	1	19		1				1		
	*藤島町	64	1	12		1		3		1	27		4	8	1	4				2				
	*羽黒町	138	3	78		2					23		4	14	1	10				3				
	*榑引町	40	1	22										13		1						3		
	*朝日村	55	6	28							1			19							1			
	*温海町	42		22						1	1			13	1			1			3			
570	計	17	206	0	6	0	4	12	0	2	106	7	11	146	4	34	0	2	0	9	0	4		
酒田市	*酒田市	106		13		4	1			1	63	5	2	8	1	6					1	1		
	*八幡町	70	1	25	1					2	21	1		19										
	*松山町	25		14										7	1	1		1		1				
	*平田町	53		18							11	5	2	13	1	3								
254	計	1	70	1	4	0	1	0	0	3	95	11	4	47	3	10		1	0	1	1	1		
庄内町	*立川町	41	1	21		2					3	2		9		3								
	*余目町	45		4			1	1			23		1	9	4	2								
86	計	1	25	0	2	0	1	1	0	0	26	2	1	18	4	5		0	0	0	0	0		
三川町	16										10			4		2								
遊佐町	210	6	111	1	1						61	9	1	14	1	4				1				
合計	5,229	123	2,269	5	54	0	138	95	4	17	695	74	43	1,294	51	195	1	9	12	73	5	72		

計 件数	旧石器時代	縄文時代	弥生時代	古墳時代	奈良・平安時代	中世	近世	時期不明
		123	2,274	54	237	829	1,541	99
5,229 件								

(2) 埋蔵文化財に係る近年の動向

○水中遺跡の保護

国は、陸上の埋蔵文化財だけでなく、水中遺跡も保護の対象として位置づけ、その取組みを促している。

一方で、水中遺跡保護の取組みには地方公共団体にとって未経験の分野が多いことから、それを一步前進させるために、標準的な手法や行政的な取扱いを含めた『水中遺跡ハンドブック』を令和3年度に刊行した。

水中遺跡の保護の契機

日本ではこれまで、埋蔵文化財の保護は主として陸上に所在する埋蔵文化財を対象に進められてきた。そのため、水中遺跡の保護に係る行政的な対応や体制整備等は十分に進まない状況にあった。

文化庁では平成24年3月に、鷹島神崎遺跡たかしまこうざきを国史跡として指定したことを契機に、平成25年3月、我が国における水中遺跡保護の在り方についての指針を示すことを目的に「水中遺跡調査検討委員会」を設置し、平成29年6月まで検討を重ねた。また、地方公共団体の実情と意見を把握するため、平成28年1月からは、埋蔵文化財行政の主体である地方公共団体及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の実務担当者によって構成する協力者会議を開催して意見聴取、実態調査、現状分析等を行った。それと並行して、国内では水中遺跡保護の実績が乏しいという実態を踏まえ、諸外国における水中遺跡の保護や調査技術に関する調・研究を行った。

平成27年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本方針（第4次基本方針）」の中では、重点的に取り組むべき施策のひとつとして、「水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究を進めるとともに、地方公共団体の取組を促す。」とされ、国として水中遺跡保護の取組に関する方向性が示された。

鷹島海底遺跡（史跡名：鷹島神崎遺跡）

二度の蒙古襲来のうち、弘安4（1281）年の弘安合戦に際して、現在の長崎県伊万里湾の鷹島沖に集結していた元軍14万人、軍船4,400艘が暴風雨により壊滅的な打撃を受け多くの軍船が沈没した。かねてより漁師等により元軍関連遺物が海底より引き揚げられ、海岸線でも採取されており、神崎地区ではそれが著しかった。

神崎沖の海岸から南北200m、東西1.5kmの範囲を海底まで含めて国指定史跡として指定した。

参考文献

『日本における水中遺跡保護の在り方について』（中間まとめ）平成28年3月 水中遺跡調査検討委員会・文化庁

『水中遺跡保護の在り方について』（報告）平成29年10月 水中遺跡調査検討委員会・文化庁

『水中遺跡ハンドブック』令和4年3月 文化庁文化財第二課

水中遺跡の定義 「海域や湖沼等において、常時もしくは満潮時に水面下にある遺跡」

2 調整と手続き

*P.9「埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の取扱フローチャート(山形県)」を参照

(1) 開発事業と埋蔵文化財保護の調整について

① **事業照会**・・・遺跡所在の確認をして事業照会に回答してください。

例年、県の文化財保護担当課から事業所と各部局に次年度以降の事業計画について照会を行ないます。回答に基づき事業内容の聴取（ヒアリング）を行ない、事業区の変更（地区除外）や工法変更（現状保存）も含めて、開発事業と埋蔵文化財保護との調整をしています。

◎土木工事等の事業計画については、事業者と県教委との間で法94条1の通知前のできるだけ早期に、事実上の連絡調整が行なわれるのが望ましい。【昭和50年文化庁通知第5-3注2】

② **分布調査**・・・必要に応じ県（文化財保護担当課）が遺跡詳細分布調査を行います。遺跡（隣接地を含む）もしくは遺跡可能性地内で事業を行なう計画がある場合は、埋蔵文化財分布調査の依頼を提出してください。ただし、事業照会の回答およびヒアリングの対象となった事業は依頼とみなしますので、別途文書による依頼は必要ありません。

県（文化財保護担当課）は依頼を受けて遺跡詳細分布調査を行ないます。分布調査費用は県（文化財保護担当課）が負担します。その結果に基づいて、遺跡の取扱いについて協議（次③による）させていただきます。7月のヒアリングで必要性、緊急性を把握した上で調査を実施します。

遺跡詳細分布調査

調査には、踏査、試掘調査があります。

○踏査

地表面を歩き調べることによって、遺物（土器、石器など）の散布状況や古墳・土塁・濠などの遺存地形を確認し、埋蔵文化財の有無を把握する調査です。事業予定地や将来の事業計画地域を調査するものです。

○試掘調査

地下に埋もれている埋蔵文化財について、その所在・範囲・内容などを把握するためには、地表面の観察だけでは不十分で判断できないことがあります。遺跡の範囲内や遺跡可能性地において、工事内容が埋蔵文化財に影響を与えないか、事業地の一部で坪掘やトレンチ調査を行い、地下の状況を調査し把握します。

③ 埋蔵文化財の取り扱い協議

埋蔵文化財は可能な限り現状保存していくことが理想的ですが、すべてを保存することは現実的ではありませんし、生活環境の改善など社会環境の豊かさの向上にとっては、開発等の行為も必要です。開発行為が遺跡に対して計画された場合、とりうる処置は大きく分けて以下の三つとなります。

1 事業対象地に含めない (地区除外)

国指定史跡、史跡候補地、県・市町村指定史跡等はもちろん、そのほかでも重要な遺跡(文化財)の区域は、事業対象地に入れない。

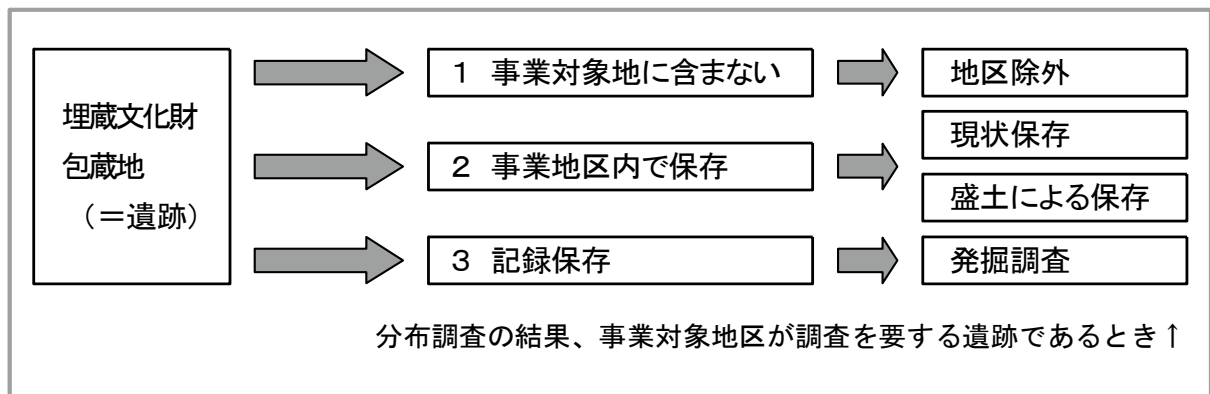
2 事業地区内で公園・緑地に取り込む等により保存を図る (現状保存)

事業計画との整合が図れるような場合は、事業地区内に含めて、工法を変更して公園・緑地等として積極的に遺跡の現状を保存することが望ましい。このような対応は、文化財の保護上望ましいだけでなく、事業者側にとっても調査のための期間や経費の節減となるものです。

- a 現況のままの土地の状態で公園・緑地・空地等の公共・公益用地として保存する
- b 盛土したあと、地下遺構に影響のない利用方法で保存する

3 発掘調査を行なって、記録を残すもの (記録保存)

「地区除外」「現状保存」が行なえない場合は、やむを得ず事業の施工前に埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その結果を記録して保存します。事業によって失われる遺構や遺物の出土状況を測量や写真で詳細に記録し、後世に遺し伝えるためのものです。



「3 記録保存」(発掘調査)は最も普遍的にみられる対応ですが、埋蔵文化財の保護にとっては、やむを得ず行なわれる次善の策であり、これらの選択は遺跡の重要度などを考慮した上でなされるものです。

また、「記録保存」の場合でも、調査途中で当初予想していなかった重要な遺跡であると確認された場合には、完全に発掘してしまわずに、埋め戻して「現状保存」とすることもあり得ます。(例：三内丸山遺跡、事業中止し遺跡公園)

そのため、調整を行なう上では、開発事業側と文化財保護側との間に緊密な連絡・調整が不可欠といえます。

遺跡として扱う範囲

○時代

原則として中世までの遺跡とし、近世の遺跡については地域において必要と認められるもの、近現代の遺跡については、地域において特に必要と認められるものとしします。

○範囲

遺構（住居跡、溝跡、井戸跡ほか）の存在する範囲を対象とします。ただし、遺構が希薄の場合や、互いに離れて存在する場合、遺跡の中の空閑地については、その遺跡の時代や性格等を考慮して判断します。遺物包含層（土器石器を含む土層）のみの場合は、一定量の遺物がまとまって所在する区域を範囲としますが、出土が散漫な区域であっても、地域性や時代・性格等を充分に考慮して判断するものとしします*。

（P. 33『山形県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準』から）

※旧石器時代や縄文時代のはじめなど、遺構の検出や遺物の出土が稀な時代があるためです。

④ 工事の通知提出・・・発掘通知（土木工事の通知）を提出してください。

県（文化財保護担当課）に、94条の発掘通知を提出する。それまでの協議・調査に基づいて遺跡の取扱いについての勧告（現状保存・発掘調査*¹、工事立会*²、慎重工事*³）を行ないます。

国・地方公共団体などが工事のために遺跡を発掘（掘削）しようとする場合は、事業計画の策定にあたって、あらかじめ県（文化財保護担当課）にその旨を通知しなければならない。県（文化財保護担当課）は埋蔵文化財の保護上、特に必要があるときは、事業計画の策定・実施について、関係各機関と協議をすることができる。（法94条1～3、法184条6）

※1 開発事業との調整の結果、現状保存できないと判断された埋蔵文化財について、記録をとり報告書を作成する調査を「発掘調査」という。

※2 対象地が狭小で通常の発掘調査ができない場合、または工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地でも状況確認をする必要がある場合は、工事中に県の専門職員が立ち会う。埋蔵文化財が確認されたときは、記録をとるなどの措置を講じる。

※3 発掘調査・工事立会が必要ないときは、遺跡内で工事を行なうことを認識の上、慎重に工事し、埋蔵文化財（遺構、土器・石器等）の発見時には速やかに連絡しなくてはならない。

- ⑤ 発掘調査・・・94条の勧告が「発掘調査」の場合、調査を（公財）山形県埋蔵文化財センターに委託してください。調査の経費は事業者の負担となります。

発掘調査を要する場合

- 1) 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合
- 2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばなくても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置であっても、その重さが地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合
- 3) 恒久的工作物の設置により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合
具体的には、道路、ダム・河川、恒久的盛土・埋立て（厚さ2～3m以上）・建物など。

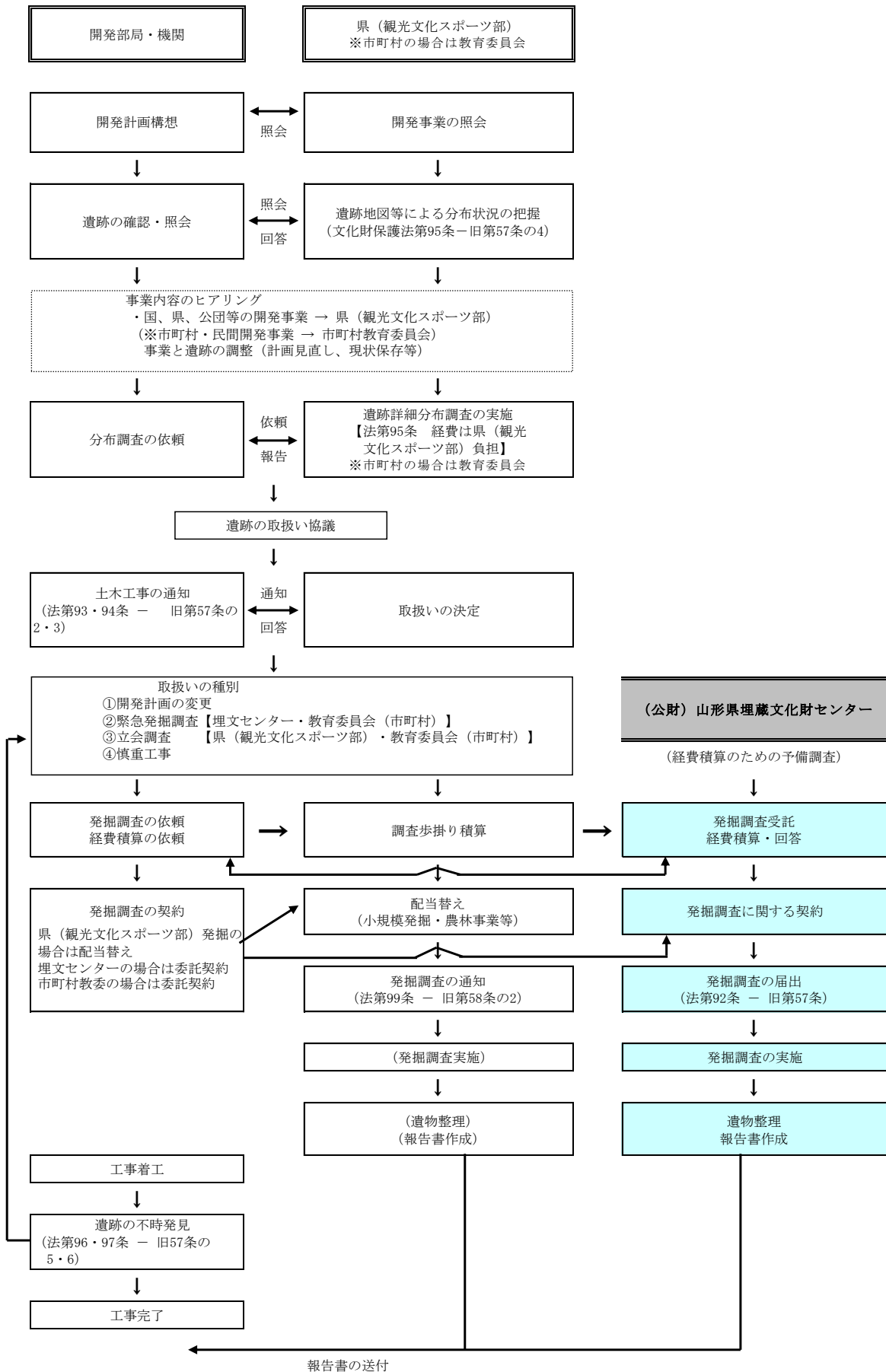
（P.33『山形県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準』に明示）

埋蔵文化財の現状保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対し、記録保存のための調査経費の負担を求めることとしている。事業者が負担するのは、発掘調査作業の経費、整理作業の経費、報告書作成経費などである。

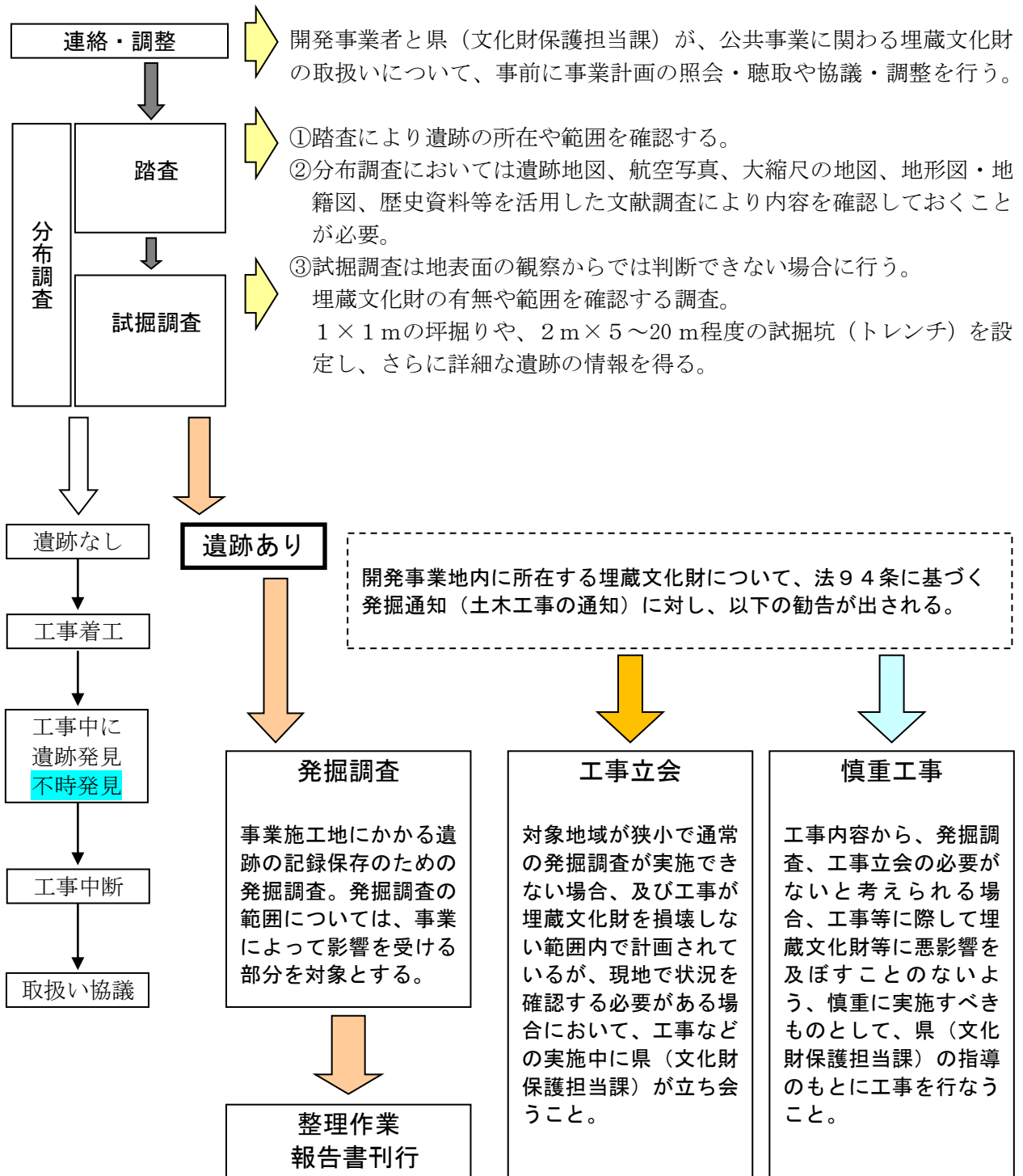
（P.37平成10年文化庁通知）

- ⑥ 遺跡の不時発見・・・工事中、埋蔵文化財（遺構、土器・石器等）を発見したときは、速やかに県（文化財保護担当課）に連絡してください。
例として、山形市大之越古墳は農道工事で発見され、工事を中断して記録調査を行い、古墳は遺跡公園として整備され、出土品は県指定文化財となり県立博物館で展示中。

開発事業との調整フローチャート（山形県）



開発事業に係る埋蔵文化財の取扱いについて（調整・協議）



(2) 具体的な手続き

- ・埋蔵文化財発掘調査の届出（法92条）、埋蔵文化財発掘調査の実施通知（法99条）
- ・埋蔵文化財発掘の届出（法93条）、埋蔵文化財発掘の通知（法94条）
- ・遺跡発見の届出（法96条）、遺跡発見の通知（法97条）

○届出・通知書

県ホームページから文書の様式（xls形式又はPDF）をダウンロードできます。

山形県ホームページ → 教育・文化 → 文化・スポーツ → 文化財 → 山形県内の埋蔵文化財
について → [申請書ダウンロード](#)

94条（公共事業による工事）の通知

第 年	月	号 日
山形県知事 殿		
(住所)		
(氏名)		印
埋蔵文化財発掘の通知について（94条通知）		
周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第94条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。		
記		
1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番		
2 土木工事等をしようとする土地の面積		
3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所		
4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状		
5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要		
6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）		
7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所		
8 当該土木工事等の着手の予定時期		
9 当該土木工事等の終了の予定時期		
10 その他参考となるべき事項		
〔添付書類〕		
土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面		

94条第1項

県文書番号	文生 第 号 ・ 年 月 日
-------	----------------

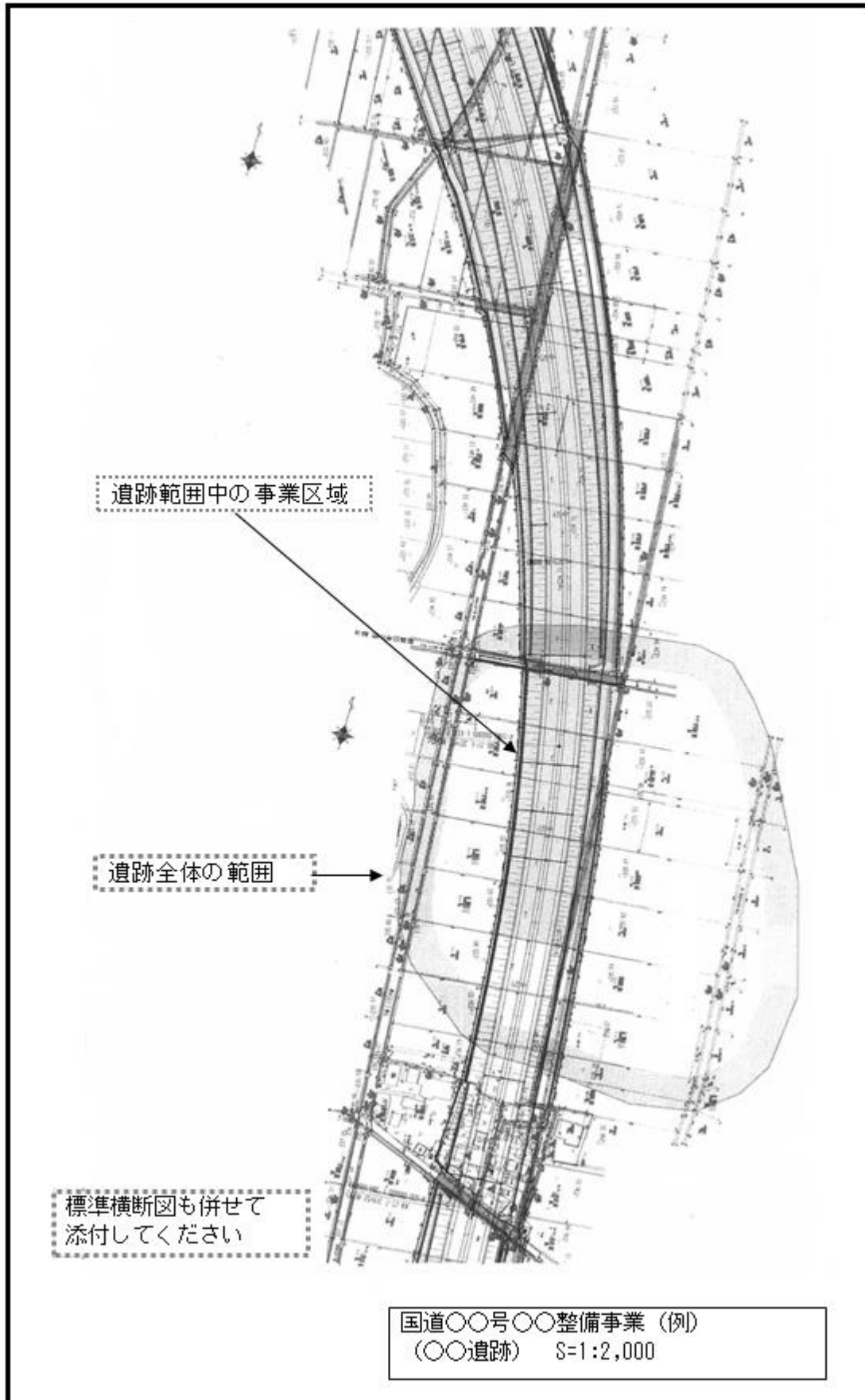
1. 所在地	山形県山形市松波〇〇字〇〇		
2. 面積	事業面積 〇〇m ²		
3. 土地所有者	氏名： 〇〇省〇〇局〇〇〇事務所		遺跡の員数の 記入を忘れずに
	住所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
	遺跡の名称	〇〇〇遺跡 (遺跡番号〇〇〇-〇〇〇)	員数 1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 電気・水道・ガス等 農業基盤整備 (農道等含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他の開発 ()		
	工事の概要	一般国道〇〇号整備事業 L=6,200m 該当箇所を○で 囲んでください	
6. 工事主体者	氏名： 〇〇省〇〇局〇〇〇事務所		
	住所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇		
7. 施行担当責任者	氏名： 〇〇省〇〇局〇〇〇事務所 工務第一課長 〇〇〇〇		
	住所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇		施工業者では ないので注意！
8. 着手予定時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
9. 終了予定時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
10. 参考事項			

勧告事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他 ()
------	------	------	------	---------

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。 ②勧告事項欄は県教育委員会で記入 ③4・5欄は、
該当事項を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。 太枠内に記入ください

添付書類について

- ・県遺跡地図(県ホームページ内)の事業該当地を拡大したものに、遺跡と事業計画地がわかるように明示した図を添付してください。
- ・県(文化財保護担当課)からの「遺跡詳細分布調査の結果について(報告)」の写しも添付して下さい。経年して通知される場合もありますので、勧告事項の確認事務の手続きが迅速にできるよう、忘れずに願います。



3 令和6年度遺跡詳細分布調査

- 埋蔵文化財調整会議 6月3日
- 開発事業計画の聴取 7月
- 分布調査 昨年度来の協議・調整事業については、当該年度の聴取を待たずに踏査・試掘調査を行っています。
- 工事立会調査 法94条通知後に「工事立会」の勧告とした遺跡について、工事開始時にあわせて調査を行っています。
- 整理作業 分布調査で出土した出土品（土器・石器等）を洗浄、出土地の注記を行い、写真撮影、実測などの記録を取ります。さらに調査の履歴と結果を取りまとめて「分布調査報告書」として刊行し、遺跡の周知にも役立てています。

令和6年度遺跡詳細分布調査工程

事業区分		令和6(2024)年										令和7(2025)年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
踏査（現地確認調査）・試掘調査・工事立会	県農林水産部	■												
	県土整備部	■												
	国土交通省	■												
	ほか事業所	■												
令和6年度埋蔵文化財調整会議				■										
令和7年度以降の埋蔵文化財包蔵地に係る開発事業計画の照会・聴取		■			■									
整理作業	出土品・記録の整理	■												
	報告書原稿作成					■								

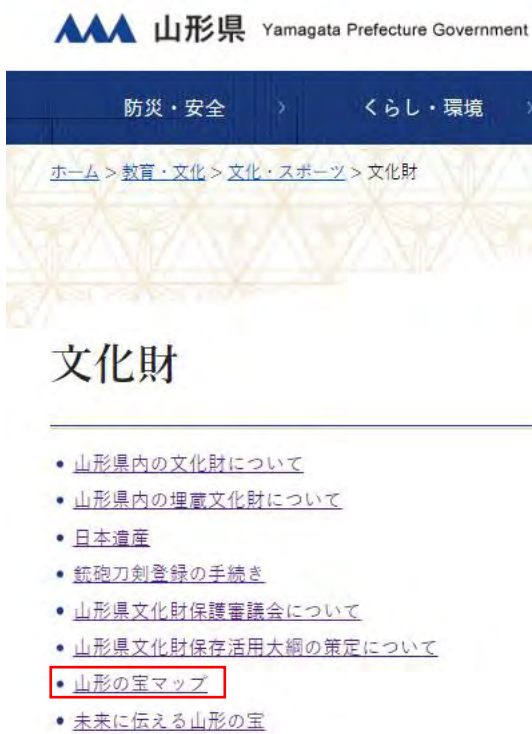
4 「山形の宝マップ」の活用

県 HP で公開していた山形県遺跡地図(PDF 版)は、令和 6 年 4 月より「山形の宝マップ」に統合しましたので、遺跡範囲を確認したい場合は当該マップをご利用ください。

○山形の宝マップを見るには

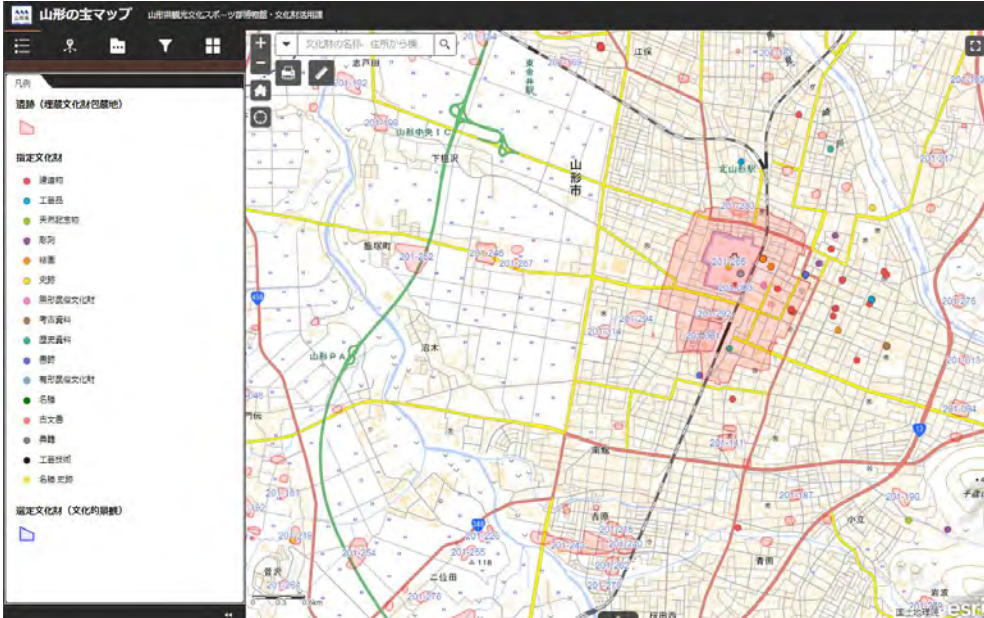
山形県ホームページ → 教育・文化 → 文化・スポーツ → 文化財 → 山形の宝マップ
またはgoogle等で「山形の宝マップ」と検索してください。

山形の宝マップに掲載している遺跡地理情報は、各種調査等で得られた最新のデータに基づき作成されていますが、遺跡（埋蔵文化財包蔵地）は、県や市町村の文化財保護担当課が実施する分布調査や試掘調査、工事中の遺物出土などによって新たに発見されたり、その範囲や位置が修正されたりすることがあります。それに伴い、遺跡地図が予告なく更新されることがあります。



○遺跡範囲を確認する

- ・遺跡（埋蔵文化財包蔵地）と選定文化財（文化的景観）はエリア表示、指定文化財と登録文化財はポイント表示されます。
- ・遺跡範囲は赤色、遺跡番号は青色で表示されます。



○遺跡の概要を確認する

- ・遺跡の範囲をクリックすると、各遺跡の概要がポップアップ表示されます。
- ・文化財保護法第94条通知等に記載する遺跡名・遺跡の種類（種別）・時代は、表示される遺跡の概要を確認のうえ記載してください。
- ・遺跡が重複して所在する場合、ポップアップ上段の[◀▶]をクリックすると、次の遺跡のポップアップ表示に切り替わります。

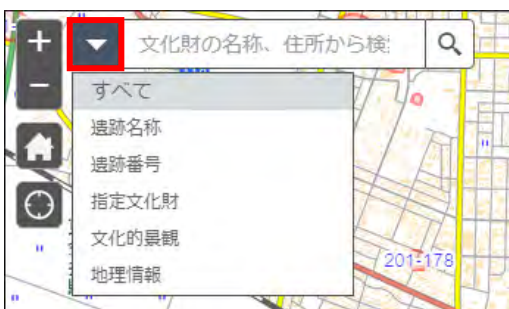


○遺跡の位置情報を検索する

遺跡名称や住所を入力して、遺跡の位置情報を検索することができます。



- 検索バーに対象の文化財の名称を入力し、右側の検索ボタンをクリックすることで対象の文化財等へ移動します。
- 遺跡名称・番号、文化財の名称、住所または施設名等を入力しての検索も可能です。



- ▼ボタンをクリックするとリストが表示され、検索対象を限定することができます。

○マップを印刷（出力）する

表示されているマップを様々なファイル形式で出力することができます。

※プリンター等で印刷したい場合は、出力したファイルを印刷してください。



- 印刷ボタンをクリックします。
- 初期設定は、A4 横、PDF 形式ですが、右側▼ボタンをクリックするとレイアウトやファイル形式の変更が可能です。
- レイアウト・ファイル形式を決定後、右下の[印刷]をクリックして出力します。

○「市町村一覧表」を確認する

山形の宝マップ上で遺跡範囲をクリックすると、各遺跡の名称、種別、内容等が確認できますが、各市町村の遺跡一覧を確認したい場合は、一覧表からの確認が可能です。

山形県ホームページ → 教育・文化 → 文化・スポーツ → 文化財
→ 山形県内の埋蔵文化財について → [山形県遺跡地図](#)



*遺跡範囲上に表示される「〇〇〇-△△△」という番号が、一覧表左の遺跡番号と一致します。

遺跡番号	市町村	遺跡名	種別	時代	摘要
201-001	山形市	双葉町遺跡	集落跡	縄文時代、古墳時代	
201-002	山形市	一本木A遺跡	集落跡	奈良・平安時代	新規登録:「分布報(4)」1977年3月
201-003	山形市	山形城三の丸跡	城館跡	中世、近世	「中城報2」_P23。範囲修正:「分布報(40)」。「埋文セ142集」2005年3月、「埋文セ190集」2010年3月、「埋文セ202集」2012年3月、「埋文セ206集」2013年3月、「埋文セ214集」2014年3月。
201-004	山形市	境田C'遺跡	集落跡	縄文時代(晩期)~奈良・平安時代	新規登録:「分布報(9)」1982年3月。「県教委76集」1984年3月。
201-005	山形市	間所免古墳	古墳	古墳時代	
201-006	山形市	高崎山遺跡	祭祀跡	平安時代	(上ノ山)
201-007	山形市	風間B古墳	古墳	古墳時代	
201-008	山形市	花川遺跡	集落跡	弥生時代、古墳時代	
201-009	山形市	山形城跡(三の丸跡)	城館跡	中世、近世	国史跡1986年、追加指定分1987年。「中城報2」_P23。「埋文セ142集」2005年3月、「埋文セ190集」2010年3月、「埋文セ202集」2012年3月、「埋文セ206集」2013年3月、「埋文セ214集」2014年3月。
201-010	山形市	西ノ沢遺跡	集落跡	縄文時代	新規登録:「分布報(4)」1977年3月

*操作方法等について不明な点がございましたら当課へお問い合わせください。

○発掘調査された遺跡の調査報告書を見るには

県内の埋蔵文化財発掘調査報告書を、インターネットを利用して閲覧することができます。

山形県ホームページ → 教育・文化 → 文化・スポーツ → 文化財 → 山形県内の埋蔵文化財について → 埋蔵文化財発掘調査報告書の公開（全国遺跡報告総覧）（外部サイトへリンク）
または、インターネットで「全国遺跡報告総覧」と検索してください。



「全国遺跡報告総覧」は、埋蔵文化財の発掘調査報告書を全文電子化して、インターネット上で検索・閲覧できるようにした“電子書庫”です。「総覧」は、全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクトによって構築された遺跡資料リポジトリ・システムとコンテンツを国立文化財機構 奈良文化財研究所が引き継ぎ、運用しているものです。貴重な学術資料でありながら、流通範囲が限られ一般に利用しづらい報告書をインターネット上で公開することで、必要とする人が誰でも手軽に調査・研究や教育に利用できる環境の構築を目指しています。

（全国遺跡報告総覧より）

遺跡資料リポジトリは、全国各地で発掘調査され貴重な文化遺産の記録として冊子形態で提供されていた埋蔵文化財調査報告書について、報告書抄録のメタデータとともに電子全文データをWeb上で共有が容易なリポジトリ仕様（OAI-PMH）で公開することで、当該分野における学術調査・研究，教育活動の支援と，貴重な文化財遺産の記録を広く一般に公開しようとするものです。本プロジェクトは国立情報学研究所のC S I委託事業の助成を受け，国立大学と各自自治体との広域協力・連携事業として推進されています。

（遺跡リポジットシステムより）